

ひだか病院清掃委託業務に係る公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

ひだか病院における清掃委託業務について、公募により事業者を選定するので、公告します。

令和 8 年 2 月 9 日

御坊市外五ヶ町病院経営事務組合

管理者 三浦 源吾

1 公募内容

- (1) 業務名 ひだか病院清掃委託業務
- (2) 業務の目的 ひだか病院において、患者さんをはじめすべての人に快適な環境づくり、優しい病院づくりを目的とし、単に清掃業務をこなすだけでなく、この病院に関わる一員として、病院の価値をより高めてもらえるような役割を期待する。
- (3) 業務場所 和歌山県御坊市藺 116 番地 2
ひだか病院
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (5) 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）
（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。）
※特段の事情がない限り、1年間延長し、令和12年3月31日まで。
ただし、毎年度仕様書及び金額の見直しを行うことがある。
※契約候補者として選定された日から令和8年3月31日までの期間を本業務に向けた準備期間とする。この準備期間に係る費用は契約候補者の負担とする。

2 手続き等

- (1) 書類の提出先及び問い合わせ先
和歌山県御坊市藺 116 番地 2
ひだか病院 用度課
電話 0738-22-1111（内線 7316）
E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp
- (2) 募集要項等の交付について
 - ① 交付期間
令和 8 年 2 月 9 日（月）から 2 月 16 日（月）までの土・日・祝祭日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで
 - ② 交付方法 公告及び実施要項はひだか病院ホームページからダウンロードできます。
参加表明書、仕様書、清掃基準表、平面図は直接交付します。
 - ③ 交付場所 上記 2(1)に同じ

3 企画提案書の評価

企画提案書の審査は、ひだか病院清掃委託業務業者選定審査委員会において審査し、評価します。
最高の評価を得た提案者を、契約の相手方となる候補者とします。

4 その他の留意事項

詳細は、実施要項、仕様書等による。

ひだか病院清掃委託業務に係る公募型プロポーザル実施要項

1 目的

この要項は、ひだか病院清掃委託業務に係る委託契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、応募に必要な事項を定めたものです。

2 業務概要

- (1) 業務名 ひだか病院清掃委託業務
- (2) 業務場所 和歌山県御坊市菌 116 番地 2
ひだか病院
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日（3 年間）
（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約とする。）
※特段の事情がない限り、1年間延長し、令和12年3月31日まで。
ただし、毎年度仕様書及び金額の見直しを行うことがある。
※契約候補者として選定された日から令和8年3月31日までの期間を本業務に向けた準備期間とする。この準備期間に係る費用は契約候補者の負担とする。
- (5) 予算額 有り（ただし、非公表とします）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。
- (2) 応募を希望する事業者は、御坊市、美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町のいずれかに本店及び支店又は営業所を有すること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこととする。
- (5) 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (6) 業務開始までに業務に必要な資格の取得、人員確保、従業員の研修等が完了し、業務委託開始予定日に滞りなく業務を開始できること。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) 現場説明会に参加していること。
- (9) その他仕様書に規定する条件等を遵守できること。
- (10) 公告日現在、令和 7 年度ひだか病院入札参加資格者に登録されていること。

4 現場説明会

現場説明会を下記の日程で実施します。参加を希望される事業者は下記に申し込んでください。

参加申込締切日 令和 8 年 2 月 16 日（月）午後 5 時 15 分まで

現場説明会実施日 令和 8 年 2 月 17 日（火）午後 2 時～

※現場説明会は上記のみとし、実施日以外は対応不可とさせていただきます。

現場説明会には必ず参加してください。欠席の場合は失格といたします。

また、現場説明会での質疑は受け付けしません。

【申込先及び問い合わせ先】

和歌山県御坊市藺 116 番地 2 ひだか病院 用度課

電話 0738-22-1111 (内線 7316)

FAX 0738-22-7140 E-mail youdo7315@hidakagh.gobo.wakayama.jp

5 質疑及び回答

質問がある場合は、上記 4 に E-mail 又は FAX で提出して下さい。様式は問いません。ただし、口頭による質問は受け付けしません。

(1) 受付期間

令和 8 年 2 月 12 日 (木) から令和 8 年 2 月 18 日 (水) 午後 5 時まで

(2) 回答

令和 8 年 2 月 19 日 (木) 5 時までに、E-mail 又は FAX により申込者に回答します。

(3) その他

受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、E-mail 又は FAX 以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受け付けしませんのでご注意ください。

また、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けしませんので、併せてご注意下さい。

なお、回答は本要項及び仕様書の追加又は修正とみなします。

6 提案書類の内容及び委託業務選定評価基準

① 実績

・会社実績

清掃管理業務受託実績

・責任者の実績

現場責任者の資格・経歴

② 具体的提案

・清掃業務管理実施の取り組み及び体制

・資格者を含めた従事者の配置体制

・清掃業務の作業実施の取り組み

日常業務及び定期清掃業務の取組と定期清掃の年間実施予定表及び詳細

・品質を向上させるための具体策

③ 運営及び管理業務

・清掃基準方法及び実施表等の詳細な内容 (トイレ清掃マニュアル等)

・廃棄物の取扱及び収集運搬について

④ その他

・清掃における感染対策の方法

・従業員の教育実施の取組内容及び訓練内容

・プライバシーの保護について従業員の教育と社内体制

⑤ 業務委託の見積額

・清掃業務委託費の見積額及び内訳書 (初年度 1 年間)

※月額と年額を税抜き及び税込みで記載して下さい。

※内訳書には日常業務及び定期清掃業務を区別して記載して下さい。

7 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、別紙仕様書等を熟読のうえ次の書類を提出して下さい。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 企画提案書（様式は問いません）
- ③ 直近の貸借対照表、損益計算書及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類
- ④ 会社概要
- ⑤ 直近1年間の同種業務に係る実績（主なもの）

(2)提出期限 令和8年2月20日（金）午後5時必着（郵送可）

(3)提出場所 上記4と同じ

(4)提出部数 上記(1)の②④⑤は各9部（正本1部、副本8部）、①③は各1部

(5)その他

- ①提出書類について提出後の追加及び変更は認めません。
- ②提案書等の作成、提出に要する費用は提案者の負担とします。
- ③提出された書類は返却しません。
- ④提出された書類は複製をする場合があります。
- ⑤提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合があります。

8 無効となる提案等

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とします。

- (1) 参加資格のない者が行った提案
- (2) 提案書等に虚偽の記載をした者
- (3) 提案書類が不足しているとき
- (4) 提案書受付締切日までに提案されない又は到着しないとき
- (5) その他、当病院の指示した事項に違反したとき

9 審査会の実施日

(1)実施日時 令和8年2月24日（火）午後1時30分～

※ただし、午後1時00分までに受付終了のこと。指示する場所で待機。

(2)出席者 責任者を含めた3名以内とします。

(3)その他 各業者提案時間は20分間とし、その後10分間の質問時間を設けます。

パソコン等を利用する場合は、スクリーン及びプロジェクター以外の必要な機材は、提案者が準備する。プロポーザルの参加に係る費用は、参加者の負担とする。

10 審査及び契約候補者の決定

審査にあたって、院内に「ひだか病院清掃委託業務業者選定審査委員会」を設置し、各提案者の企画提案書等及びプレゼンテーションにより総合的に評価を行います。また、プロポーザル参加者が1社のみでも、審査・評価は実施するが、評価が一定水準に達しない場合は、最優秀参加者として認めません。なお、審査に係る評価の具体的内容については、公開しない。また、審査結果についての意義は認めないものとする。

審査会において本業務に関係のない発言等を行った場合、プレゼンテーションを中止し、その後指名停止処分等の措置を行う可能性があります。

(1) 審査結果は、3月上旬に参加者すべてに通知する。

(2) 審査結果後の手続き

- ・最優秀参加者は、契約書を作成し契約候補者として当院と随意契約において仮契約を行う。なお、仮契約は御坊市外五ヶ町病院経営事務組合の議決を要し、議会の議決を得たときから本契約となります。
(改めての本契約は締結しません。)
- ・最優秀者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合、若しくは最優秀参加者の失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点以降の者を繰り上げて、契約締結の交渉を行う。
- ・審査会において示された見積書の金額及び業務内容については、企画提案の内容を基本に協議する。ただし、仕様書に変更が生じる可能性があることから最優秀参加者は、病院と協議のうえ柔軟に対応すること。
- ・御坊市外五ヶ町病院経営事務組合契約規定第 21 条の規定により契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額とする。ただし、同条第 2 号に該当する場合は減免することができる。
- ・本審査会の参加に必要な経費はすべて参加者の負担とする。

【担 当】 和歌山県御坊市藺 116 番地 2 ひだか病院 用度課
TEL 0738-22-1111 FAX 0738-22-7140